建設地別　検査提出書類一覧（愛知・岐阜・三重・静岡県版）

令和7年4月1日

株式会社　確認サービス

中間検査・完了検査提出書類一覧（全国共通版）に記載のない建設地別の提出書類一覧となります。

□■　中間検査申請時に必要な書類　■□

特定行政庁	提出書類	備考
三重県・桑名市・鈴鹿市・津市・松阪市	中間検査の申請に関する工事監理報告書 （三重県細則 第5号様式の2）	・全ての建築物が対象。
四日市市	中間検査申請書第4面に代わる工事監理報告書 (第3号様式の4)	・S造、RC造、SRC造が対象。 ・木造は不要(中間検査申請書第四面で対応)。
三重県・桑名市・四日市市・鈴鹿市・津市・松阪市	法第６条第１項第３号に掲げる建築物：建築物の構造種別等に応じ、それぞれに定める図書 ①　木造　政令第3章第3節の規定に適合することの確認に必要な図書 ②　鉄骨造　政令第3章第5節の規定に適合することの確認に必要な図書 ③　鉄筋コンクリート造　政令第3章第6節の規定に適合することの確認に必要な図書 ④　鉄骨鉄筋コンクリート造　政令第3章第6節の2の規定に適合することの確認に必要な図書 ⑤　政令第80条の2の適用を受ける建築物の構造　同条の規定に適合することの確認に必要な図書 ⑥　基礎の構造　政令第38条各項の規定に適合することの確認に必要な図書	・検査の特例の適用を受ける建築物が対象。 ・確認申請時等に提出済の図書は添付不要。

静岡県・静岡市・浜松市・沼津市・富士宮市・富士市・焼津市	中間検査申請書第四面の工事監理項目ごとの照合実施状況写真	・特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。
	筋かいの位置及び種類を明示した図書	・法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物で、令第46条第4項の適用を受けるものが対象。 ・確認申請時等に提出済の図書は添付不要。
	構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類	

■■　完了検査申請時に必要な書類　■■

特定行政庁	提出書類	備考
全域	浄化槽社内検査結果報告書等	・型式適合認定浄化槽以外が対象。
愛知県全域	浄化槽工事完了報告書	・名古屋市は異なる様式
愛知県全域	浄化槽協会の中間検査報告書	・既成コンクリート管浄化槽が対象。
豊橋市	工事監理の実施状況を示す写真 ①屋根の小屋組 ②構造耐力上主要な軸組又は耐力壁 ③基礎の配筋	・法第６条第１項各号に掲げる建築物が対象 ・検査の特例の適用を受けるものは除く。 ・特定工程に係る建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事に限る。
	令第138条第1項又は第2項に掲げる工作物の写真 ①RC造の部分の配筋写真 ②S造の部分の仕口その他の接合部等の写真	・昇降機を除く。
三重県・桑名市・四日市市・鈴鹿市・津市・松阪市	令第114条第1項の適用を受ける建築物：界壁の工程写真 ①小屋(天井)裏に界壁が達していることが確認できるもの(強化天井を用いた仕様を除く) ②界壁及び取り合い部の仕様が確認できるもの（強化天井を用いた仕様については天井の仕様が確認できるもの共) ③界壁又は強化天井を管が貫通する場合においては、当該管と界壁又は強化天井との取り合い部の仕様が確認できるもの	・各階で1か所以上、①～③の工事写真を提出 ・PB等の二重張りであれば、二重張り状況が確認できる写真。
	検査報告書の写し（躯体検査）	・建設住宅性能評価による躯体検査が行われ中間検査適用除外となるものに限る。
四日市市	①鉄骨工事施工状況報告書(第3号様式の2) ②コンクリート工事施工結果報告書(第3号様式の3)	・S造、RC造、SRC造又はこれらを含む混構造で3階以上又は床面積500㎡超 の建築物が対象。
静岡県・静岡市・浜松市・沼津市・富士宮市・富士市・焼津市	完了検査申請書第四面の工事監理項目ごとの照合実施状況写真	・特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。
浜松市	建築物省エネ法の確保に必要な工事監理の状況を把握する書類	・様式指定なし。省エネ基準工事監理報告書にて提出下さい。